

I. いじめの防止等に関する基本的な考え方

1. 基本理念

- いじめは、「どの子どもにも起こり得るもの」「だれもが被害者にも加害者にもなり得るもの」で、全ての児童生徒に関係する問題である。
- 学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめをはやし立てず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。
- いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならず、いじめを受けた児童生徒に非はないという認識に立つ。
- けんかや交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができるように育む。
- 学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、社会全体でいじめの問題を克服する。

2. いじめの定義等

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの例】

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

【けんかやふざけ合いでも、見えない所で被害が発生している場合もあること】

背景にある事情の調査→児童生徒の感じる被害性に着目→いじめに該当するか否かを判断

【特に配慮が必要な児童生徒に対する支援】

「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」等、特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な指導を行う。

【いじめの解消の判断基準の明確化（次の2つの要件が満たされていること）】

- ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

3. いじめの未然防止

- ・いじめを生まない土壌づくり
- ・「いじめは決して許されない」ことの理解
- ・心の通う人間関係の構築
- ・自己有用感や充実感を得られる学校生活づくり

4. いじめの早期発見

- ・児童生徒の些細な変化への気づき
- ・アンケート、教育相談の実施
- ・相談しやすい体制の整備
- ・積極的ないじめの認知
- ・家庭・地域との連携

5. いじめへの対処

- ・いじめを受けた児童生徒の安全確保
- ・いじめた児童生徒への迅速かつ組織的な対応
- ・組織的な対応を可能とする体制の整備

II. 学校、家庭（保護者）、町の責務及び地域の役割

1. 学校の責務

- 「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくり ○児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」 ○児童生徒が活躍できる授業づくりや集団づくり ○豊かな集団生活が営まれる環境づくり ○いじめを生まない環境の醸成

2. 教職員の責務

- ささいな変化や兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- いじめを発見した場合は、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、組織的な対応に繋げる。
- 教職員は、組織的な対応の下、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す。
- 教職員は、不適切な言動等によりいじめを助長することのないよう十分留意する。

3. 保護者の責務

- 自尊心を育む ○基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- 保護者はいじめを受けている児童生徒に対し、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝えるなど、適切に対応する。

4. 地域の役割

- 児童生徒が多様な活動に取り組むことができる地域の体制を整える。
- 就学前の幼児等に対して、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

5. 町の責務

- 全ての児童生徒が、安心して通うことができるいじめのない学校づくり
- いじめ防止等のための対策に必要な予算の確保

III. いじめの防止等のための取組

1. 町における基本方針の策定と組織の設置

(1) 「厚真町いじめ防止基本方針」の策定

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

(2) 「厚真町いじめ問題対策連絡協議会」の設置

いじめの防止等に関する関係機関及び団体の連携及びいじめの防止等の取組の一層の充実を図るために設置する。

(3) 「厚真町いじめ防止等対策委員会」の設置

いじめの防止等のための対策を実効的に行うために設置する。

(4) 「厚真町いじめ問題調査委員会」の設置

重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとき調査の結果についての再調査を行う。

2. 教育委員会が進める主な取組

(1) いじめの防止

- ・特別の教科道徳や人権教育、体験活動等の充実
- ・学級会や児童会・生徒会活動→児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する自主的な活動の推進
- ・幼児期におけるいじめ防止に向けた取組
- ・家庭教育セミナーやあつま教師力アップ事業の実施

(2) いじめの早期発見

- ・相談窓口の設置 ・いじめに関する情報の集約

(3) 関係機関等との連携

- ・「連絡協議会」の開催 ・関係機関との連携
- ・啓発活動や相談窓口の設置

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人

3. 学校が進める主な取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

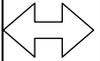
- ・学校いじめ防止基本方針策定の意義の明確化
- ・学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- ・いじめ防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針を定める。
- ・いじめ防止等の取組を学校評価において評価する。
- ・学校いじめ防止基本方針内容を児童生徒、保護者等に説明する。

(2) 学校いじめ対策組織の設置

- ・学校いじめ対策組織を設置する
- ・学校いじめ対策組織の構成や役割を明確にする。
- ・学校いじめ対策組織の体制を整備する

(3) いじめの防止



<p>材の確保及び資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーや教育アドバイザー等の派遣 ・いじめの防止等に向けた学校の取組への支援 <p>(5) インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発リーフレットの配付 ・実態把握とその対処 ・情報モラル教育の充実と啓発 <p>(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等の検証と適切な指導、助言 <p>(7) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報・啓発活動 <p>(8) 学校の設置者による措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講じる。 ・学校からいじめの事実についての必要な調査の実施 ・いじめを受けた児童生徒や保護者に対する就学校の指定の変更等の対応 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの把握といじめの防止 ・児童生徒が傍観者とならないような取組 ・望ましい授業づくりや集団づくり ・自己有用感や自己肯定感を高める取組 ・道徳教育や体験活動の充実 ・人権に関する教育の充実 ・児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動 <p>(4) いじめの早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼関係の構築 ・相談窓口の設置 ・アンケートや個別の面談 ・児童生徒一人ひとりの状況把握 ・児童生徒が発信したSOSを学校として迅速に対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの積極的な認知 <p>(5) いじめへの対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実の有無の確認 ・いじめをやめさせ、児童生徒を守り通す ・いじめの再発防止（指導と助言） ・適切な初期対応と保護者との情報の共有
--	---	---

IV. 重大事態への対処

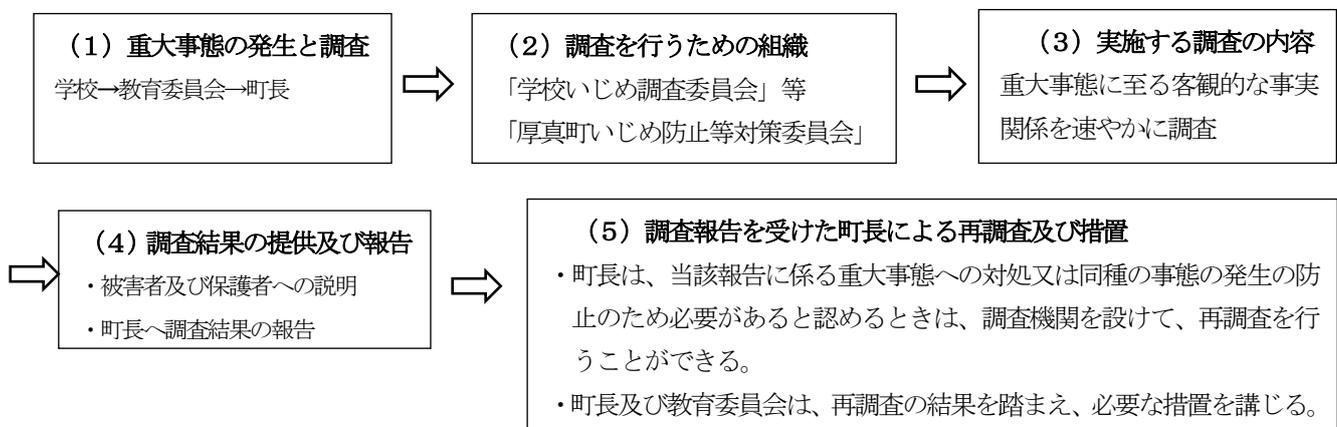
重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

1. 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申立があったときは、重大事態が発生したものと見て報告、調査等に当たる。

2. 教育委員会又は学校による調査



V. その他

本町のいじめの防止等の取組状況や国の動向等を勘案して、PDCAサイクルによる町基本方針の点検や見直しを「連絡協議会」で行い、必要があると認めたときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。